

玉掛け技能講習

佐賀労働局長登録1-1

つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛けの業務には、玉掛け技能講習の修了者でなければ就業できません。

- 1 ① 講習日 申込書のとおり
② 講習会場 当協会講習場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話:0952-37-8277)
- 2 定員 実技の1回目24名、2回目30名(定員になり次第締切り。但し5名に達しない時は中止する場合があります。)
- 3 講習科目の一部免除を受けることが出来る方は、次のいずれか一つの資格を有する方です。

○クレーン・デリック運転士免許(各限定免許可)、○クレーン運転士免許、○移動式クレーン運転士免許、○デリック運転士免許、○揚貨装置運転士免許、○床上操作式クレーン運転技能講習修了、○小型移動式クレーン運転技能講習修了

※ 免除を受けたい方は、資格を証する修了証、免許証等の写しを申込書に添付のうえ、ご提出ください。
本受付(受講料振込)後の免除申出は、受講料を返金できません。
また、講習当日に免除の申出をされても、免除の取扱いはできません。

- 4 講習科目・時間・受講料 (×印は免除科目 ○印は受講科目)(休憩時間は講習時間の1時間毎に5分、昼休み時間45分)

講習科目		講習時間	① 3の科目の一部免除者	② 免除なし	日程	時間
クレーン等に関する知識		1	○	○	1 日 目	9:00
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識		3	×	○		5
クレーン等の玉掛けの方法		3	○	○		17:10
クレーン等の玉掛けの方法		4	○	○	2 日 目	9:00
関係法令		1	○	○		5
修了試験(学科)		1	○	○		16:10
クレーン等の玉掛け(実技)		6	○	○	3 日 目	9:00
クレーン等の運転のための合図(実技)		1	×	○		5
修了試験(実技)	玉掛け	0.5	○	○		17:30
	合図		×	○		
受講料	会 員(テキスト・資料代は無料)		20,350円	22,550円	※ 金額は税込	
	一 般(テキスト・資料代 1,760円含む)		22,110円	24,310円		

科目の入替により、時間は変更する場合があります。

- 5 申込方法

別紙の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ クレーン関係免許証か修了証の写(免除を受ける場合)
- ④ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し(詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください)

- (1) 持参の場合 当協会窓口にて「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合 現金書留封筒にて「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会(☎0952-37-8277)
- (3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。
(※ FAXは、高画質で(解像度を上げて)お送りください。)
(※ FAX、メールで免除用や本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いすることがあります。)

振込口座 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) からでも申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

検索

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbq.jp



- 6 注意事項

- (1) FAX、メール等で申込書を受付けた段階で、仮受付となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
- (2) 本受付後に、申込書兼受講票に受講番号を付し、地図、用意する物等の注意事項とともにお送りします。受講料の入金については、適格請求書等に該当する領収証を同封します。
- (3) テキストは初日に配布します。 (4) 当日のお申し込みは受理できません。